

**矢板地域の森林資源の持続可能な利用を推進するための  
木材の安定需給に関する協定**

矢板市（以下「甲」という。）、たかはら森林組合（以下「乙1」という。）、高原林産企業組合（以下「乙2」という。）、有限会社東泉林産（以下「乙3」という。）、株式会社トーセン（以下「丙1」という。）及び有限会社マルハチ（以下「丙2」という。）（以上を包括して以下「協定者」という。）は、矢板地域の森林資源の持続可能な利用を推進するための木材の安定需給に関して、以下のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、矢板地域の森林資源の主伐・再生林による持続可能な利用の推進を通じて林業の成長産業化を実現するとともに、地域材の適切かつ安定的な供給と建築物等における木材利用の推進を通じた二酸化炭素の吸収・固定の強化と増大を図り、我が国における脱炭素社会の構築に貢献するため、矢板市林業成長産業化推進アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）に基づき、森林・林業・木材産業等川上（素材生産事業者）、川中（製材加工事業者）の関係者が、連携・協力して地域材の安定的な需要・供給体制を構築することを目的とする。

（信義・誠実の原則）

**第2条** 協定者は矢板地域の森林資源の持続可能な利用を実現するという目的に賛同し、この目的の達成に向けて信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（協定の期間）

**第3条** 本協定の協定期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。

2 協定者のいずれかから解除の申し出がなければ、期間満了の翌日から3年を期限として自動的に更新する。

（協定の内容）

**第4条** 協定者は、本協定の目的を達成するため、次の事項について連携・協力して取り組む。

（1）アクションプランに基づいて行われた主伐により生産された木材等について量的・価格的に安定した需要と供給の実現とその拡大、及び主伐後の再生林を実施するための、実務的な協定の締結と実行及びその検証

- (2) 実務的な協定の締結に向け、乙と丙は川下（地域の工務店のほかハウスメーカー、木質バイオマス発電事業者など）の需要者と協議
- (3) この協定に係る公平かつ互恵的な流通を担保するための透明性の確保
- (4) 森林所有者及びハウスメーカー、工務店等最終需要者に対する本協定への理解の醸成
- (5) 上記項目を実施するための活動に対する支援

(協議)

**第5条** この協定に定める事項を変更しようとするとき又はこの協定の定めのない事項について新たに定めをする必要があるときは、協定者いずれかの発議により、その都度協定者全員で協議するものとする。

(その他)

**第6条** 本協定の趣旨に賛同し、参加の意思を表明した川上、川中及び川下の関係者は、協定者の総意をもって新たな協定者として参加することができる。

上記協定の証として本書6通を作成し、6者署名の上、各自1通を保有する。

令和3年 9月 1日

(甲) 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市長 齋藤 淳一郎

(乙1) 栃木県矢板市館ノ川777番地1

たかはら森林組合 代表理事組合長 江連比出市

(乙2) 栃木県矢板市長井2046番地

高原林産企業組合 代表理事 白石盛道

(乙3) 栃木県矢板市山田609番地

有限会社東泉林産 代表取締役 東泉喜之

(丙1) 栃木県矢板市山田67番地

株式会社トーセン 代表取締役社長 東泉清寿

(丙2) 栃木県矢板市沢22番地

有限会社マルハチ 代表取締役 渡邊久男